

交 指 第 1 号
平成13年 1月 9日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

暴走族に対する総合対策の推進について（例規通達）

この通達は、暴走族に対し総合的な対策の推進を図り、県民生活の安全と平穏を確保することを目的として制定したものである。

主な概要は取締体制の確立、事件捜査、暴走族排除気運の高揚、受傷事故の防止などについて示したものである。